

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、出席停止期間の基準に従って療養してください。
登校再開に当たっては、本書を記入し、保護者の方が確認の上、登校初日に担任へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

船橋市立船橋高等学校長 様

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 印

新型コロナウイルス感染症に罹患し療養しておりましたが、登校可能な状態になりましたので報告いたします。

記

- 1 療養期間（出席停止期間） 基準を確認し、年月日を記入

【新型コロナウイルス感染症 出席停止期間の基準】

「発症した後5日（※1）を経過し、かつ、症状が軽快した後1日（※2）を経過するまで」

※1 発症日を0日とし、翌日を1日目と起算する。

（無症状の場合は検査をした日を0日として5日を経過するまで）

※2 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向となった日を0日として24時間が経過した日を登校再開可能な日とする。

療養期間 (出席停止期間)	発症日・検査日(0日目)	月 日
	発症日・検査日から5日目	月 日
	症状軽快日時	月 日 時頃
	症状軽快24時間後	月 日 時頃
【登校再開日】		
➤ 有症状：発症日・検査日から6日目、かつ 症状軽快24時間後		月 日
➤ 無症状：検査日から6日目		

- 2 陽性が判明した経緯

- 医療機関受診（抗原検査 PCR検査 みなし陽性）
 自宅での検査キット

- 3 添付書類 チェックをし、添付

- 医療機関からの証明書や領収書・明細書
※提出いただいた書類の返却はしませんので、コピーでも構いません。
 検査キットのパッケージと陽性判定がわかる写真
※印刷が難しい場合は、スマートフォン等で画像を担任に送信していただくだけでも構いません。